

簡単に手続きできる裁判所の民事調停

民事調停とは、裁判所が当事者の間に入って話し合いを進め、問題の解決を図る手続きです。民事調停には5つのメリットがあります。

1. 手続きが簡単

1人で簡単に手続きでき、60%以上が自分で行っています。法律の専門家である必要もありません。詳細な書面や証拠も不要です。

手続きに必要な申立書の書式は、裁判所の窓口やホームページにあります。

また、事案の軽い重いも問いません。

2. 早く解決できる

80%以上が申し立てから3回以内に終了し、60%以上が実質的に解決しています。(全地方裁判所・簡易裁判所の平成30年統計による)

3. 判決と同じ効果

話し合いをした(調停が成立した)内容のとおりにお金が支払われない場合、強制執行をできる場合があります。

4. 費用が安い

例えば、10万円を請求する場合にかかる費用は、手数料500円と、郵便料金です。

民事裁判などと比べても格段に費用が安いです。

4. 秘密が守られる

非公開の手続きなので、調停になっていることは本人以外わかりません。また、裁判所には守秘義務があるため、言いにくいことも話せます。

こういったトラブルに！

隣の騒音が気になるなどの「近隣トラブル」/敷金を返してもらいたいなどの「賃貸トラブル」/自転車同士でぶつかってしまったなどの「交通事故」など

詳しくは、裁判所のホームページをご覧ください。

(ホームページ <http://www.courts.go.jp>)

『民事調停』という言葉でインターネット検索しても、詳細を知ることができます。

日本政策金融公庫による「国の教育ローン」

「国の教育ローン」は、高校、短大、大学、専修学校など各種学校や外国の高校、大学などに入学・在学するお子さまをお持ちの家庭を対象とした公的な融資制度です。

融資額：対象となる子ども1人につき、350万円以内

年利：年1・66% 固定金利

（「母子家庭」や「父子家庭」、「世帯年収200万円(所得122万円)以内」、「子ども3人以上の世帯で世帯

年収500万円(所得346万円)以内」の場合などは年1・26%)
 返済期間：15年以内

（「交通遺児家庭」、「母子家庭」や「父子家庭」、「世帯年収200万円(所得122万円)以内」、「子ども3人以上の世帯で世帯年収500万円(所得346万円)以内」の場合などは18年以内)

※詳しくはインターネットで「国の教育ローン」と検索してください。

☎教育ローンコールセンター
 0570・008656
 (ナビダイヤル)

プレミアム付商品券の購入・使用期限が迫っています！

益城町プレミアム付商品券の購入期限、購入した商品券の使用期限は、3月31日までです。

商品券購入引換券をお持ちで、商品券の購入や使用を検討している人は、期限内に町内の郵便局(古閑簡易郵便局を除く)や町商工会で購入し、商品券の利用可能な店舗で使用してください。役場では購入できませんのでご注意ください。

利用可能な店舗については、町

ホームページの「益城町プレミアム付商品券が使用できる店舗について」をご覧ください。なお、益城町プレミアム付商品券の購入申請受け付けは既に終了しています。

☎ 286・3277

